

○山形市日本酒で乾杯を推進する条例

平成26年2月27日条例第1号

山形市日本酒で乾杯を推進する条例

山形中興の祖、最上義光公によって開発された最上川の舟運は、山形と大阪や京都との交易を盛んにした。

その交易を介して紅花商人たちから伝えられた上方文化や羽州街道沿いに入ってくる江戸文化の影響を受け、山形の文化は大きな発展を遂げてきた。

さらに、明治時代に入り、山形県の県庁所在都市となった本市は、山形県の政治・経済の中心地として発展する中で、山形の文化を一層華やかなものに育て上げてきた。

また、本市では、澄んだ空気の中で、清らかな水と良質な米を用い、江戸時代から酒造りが行われてきており、その酒は、山形の文化の発展を支え続けてきた。

このような歴史を踏まえ、市及び事業者等がそれぞれの役割を果たし、市民の協力をもって本市において造られた酒による乾杯の習慣を広めることにより、郷土の伝統文化を継承するとともに、米の需要拡大など地域経済の活性化を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、古くから親しまれている本市の地場産品である日本酒(以下「日本酒」という。)による乾杯を推進することにより、市民の郷土に対する愛着を深めるとともに、本市の伝統的な産業及び文化の継承並びに地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、日本酒による乾杯を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(議員の役割)

第3条 市の議会の議員は、自らが参加する会食等の乾杯において日本酒を積極的に使用するとともに、市民等に対しても使用を呼びかけるなど、日本酒による乾杯の推進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第4条 日本酒の生産を業として行う者は、日本酒による乾杯を推進するために主体的に取り組むとともに、市及び他の事業者等と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第5条 市民は、市及び事業者等が行う日本酒による乾杯の推進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。